

# 交通事故被害者の会

第 3 号

2000 年 8 月 10 日 (年 3 回発行)

E-mail [hk-higaisha@nyc.odn.ne.jp](mailto:hk-higaisha@nyc.odn.ne.jp)

ホームページ

発行 北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

編集人 前田 敏章 内藤 功

水野 美代子 横山 裕子

事務局 〒060-0001 札幌市中央区北 1

西 9 ノースキャピタルビル 8 階

TEL・FAX 011-233-5130

<http://www1.odn.ne.jp/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回の会報が送られ、毎月 1 日(土、日のときは次の日) 10 時からの事務所で例会に参加できます。例会時に電話相談も受け付けています。

手記

## 父を返して

中央区 齊藤 千穂

### ●青信号で渡っていた父

私の父・齊藤良夫(76 歳)は、23 年間豊平地区の交通安全運動推進委員会の会長として(事故当時現職)街頭に立ち、ドライバーに交通安全を呼びかける黄色い旗を振ってきました。

その父が、1999 年 10 月 29 日午後 3 時 20 分、横断歩道を青信号で横断中に、4 トントラックに轢き殺されました。

職業運転手 T(35 歳)は、横断歩道の前で一時停止も徐行もせず、30 キロのスピードでセンターラインを内回りして、対向車線に進入する形で横断歩道に突っ込んでいき、横断中であった父を轢き殺しました。横断歩道を渡り始めてたった 4 歩目のところに、太いタイヤの跡が残っています。

### ●悪質運転の常習者

運転手は起訴となり、公判の過程でわかったことですが、T はこれまでも①人身事故 1 回、②物損 3 回を引き起こし、③免停 4 回、④赤信号無視 6 回、⑤シートベルト義務違反が 93 年からの分で 3 件、父を轢き殺したときもシートベルトをしていませんでした。

なぜ、このような悪質運転手に免許を与え続けてきたのでしょうか!。運転手 T の責任はもとより、このような運転欠格者に安易に免許を交付し続けた国の責任はどこにあるのでしょうか?

### ●「未必の故意」による殺人である

7 月の判決公判で、T に禁固 1 年(求刑 1 年 6 月)の有罪判決が言い渡されました。執行猶予がつかない実刑になったのがわずかな救いでしたが、一点の非もない歩行者を、自分の欲望しか見ない身勝手な運転で殺しておいて、実刑にならない方がおかしいですし、1 年の禁固という量刑の甘さこそが、現在の国の加害者への過保護ぶりをよく物語っています。T の身勝手な運転＝身勝手な行為は、事故という言葉にカモフラージュされるべき偶然のものでは

なく、「未必の故意」による殺人なのです。しかも、「兄は齊藤さんが渡っているのを見て知っていて右折した」「兄はいつも運転の判断が悪い」と、T の妹が豊平の父の遺骨の前で母に言っています。検事の指示により、豊平署の聴取があると、T の妹はこの発言を「勘違いだった」と撤回し、その後 4 回の公判には 1 度も姿を見せませんでした。

### ●自覚のない運送会社

T の業務中の事故であるにもかかわらず、S 運輸株式会社の社長 M は、父の遺骨の前に未だに一度も訪れていません。T 副社長は、真新しい父の遺骨の前で、「社長は入院中で来られない」と言い放ち、診断書を求めると「入院していると言ったのは嘘です」と、死んだ父をも私たち家族をも愚弄しました。また、私たち家族と会う約束をしておきながら、電話連絡もなくすっぽかし、会社を訪れその理由を尋ねると、M 専務が「Y さんが行くなと言ったんだろう」と言うしまつです。(Y さんとは損保会社のことです)

いったい、何を守りたく、何を恐れているのでしょうか。私たちとは言葉を交わすこともなく、まばたき一つせず両目を見開き、人工呼吸器をはめ込まれた口から血を流しながら死んでいった父。その父に自分たちに都合のいいことが言えるものなら、言ってみたらいいのです。父は生命を断たれ、母は突然にたった一人家に残されたのです。



※ 編集者注：「未必の故意」

「行為者が、罪となる事実の発生を積極的に意図・希望したわけではないが、自己の行為から、ある事実が発生するかもしれないと思いながら、発生しても仕方がないと認めて、行為する心理状態。故意の一種」

(「広辞苑」第四版)

2000 年

# 定期総会を開催

5 月 20 日

札幌ガーデン  
パレス

活動報告と計画、決算と予算、アンケートのまとめ、新役員を報告了承

## 《柳原講演会に約 100 名》

昨年 9 月の会発足以来初めてとなる 2000 年定期総会が 5 月 20 日、札幌ガーデンパレスで行われました。

総会に先だち、会主催の柳原三佳講演会が約 100 名の参加で成功のうちに終わりました。(大要は 6 面)

## 《黙祷を捧げ、議事に》

総会には、会員 51 人中 25 人が出席 (委任状 19)。内藤副代表の司会により、冒頭、犠牲になった家族などへ黙祷をささげました。

山崎代表が「決してひとりぼっちではないという安心感をみなさまと共有し、実感したいと心から願っています」と挨拶。道警本部堀金参事官と道交通安全協会高嶋事務局長の来賓挨拶を受けた後、議長に佐川世話人を選んで議事に入りました。

## 《提案どおり承認》

活動報告と 2000 年度の活動計画及びアンケートのまとめについて前田副代表から、決算と予算は内山副代表からそれぞれ提案があり、いくつかの質疑討論の後、提案どおり承認されました。

また、役員改選では、設立当初から代表を務められた山崎さんが勤務の都合で代表を降りて副代表となり、新たに前田さんが代表に選出されました。(新しい役員、世話人は後記)

## 《総会後は懇談会》

総会後、毎月の例会には参加が困難な遠方の会員の方のために、懇談会とさらに夜の交流会を企画しましたが、時間を惜しんで当事者どうしだからできる貴重な交流が行われていました。



25 人が出席した定期総会

## 《会員数 59 人に》

総会を期に 6 名の方が新しく会員となられ、世話人も増えました。なお 8 月 1 日現在の会員数は 59 人です。

総会で確認された文書

## これまでの活動と今後の活動について

北海道交通事故被害者の会

「北海道交通事故被害者の会」(以下「被害者の会」)は、昨年 9 月 17 日の設立総会以来 8 か月を経て初めての定期総会を迎えることになりました。

この間「被害者の会」では、設立の主旨から会の行うべき活動を、時間をかけて相談し、模索しながら会員相互の支援交流を中心に初期の活動を進めてきました。主な活動は、毎月一回世話人会を兼ねた例会開催、電話相談、各種会合での訴え、研修会参加、会報の発行、会のホームページ開設などですが、一步一步活動するなかで、「被害者の会」結成の意義と、今後の活動の方向性が見えてきました。

私たちが「被害者の会」に集まって何よりも救われたことは、それまでの孤立無援の状況から、理解し互いに支援し合える仲間と場が初めて得られたことです。私たちの、かけがえのない肉親を失ったことによる、あるいは心身ともに深く傷つけられたことによる悲嘆や腹の底からの怒りに変わりはありません。しかし私たちは、何度かの例会を重ねる中、悲しみや憤りをもたらした直接的な加害者をはじめ、二次的被害をもたらした捜査や裁判の過程、保険会社の対応、そしてこれらの背景にある交通犯罪にあまりに寛容な人権無視の「クルマ社会」などに対する思いが、全ての被害者に共通のものであり、そしてこれを変えたいという願いが正当なものであることを理解し確信することができました。

悲しみ、怒りを個々の胸の内に押し込めておく事はできません。それでは同様事故の再発が避けられず、同じ悲しみ、怒り、恨みを生み、何より交通犯罪で命を奪われた故人や、深い傷を負った被害者の方の尊い犠牲が報われないからです。

「被害者の会」には、会の発足後の事故によって最愛の家族を失った会員の方もおられますが、やはり「死人に口無し」の不当な捜査や扱いは変わっておらず、かけがえのない肉親を失った悲嘆に加えての二次的被害の悲惨さに、このままでは仏も遺族も浮かばれないという思いを新たにしています。

そして、全道、全国で一向に減る兆しもみせない悲惨な交通事故、悪質な交通犯罪、これらを見聞きする度に胸が痛みます。

私たちは、発足時に定めた会則の目的にあるように、交通事故の被害にあった者が不公正を受けることのないように、そして新たな被害者を生み出さないための抜本対策を求めて、活動を発展させたいと思います。

私たちは、交通事故被害者のおかれている実態と願いを具体的に把握するために、この 4 月、会員アンケートを実施しました。詳細な分析はこれからですが、会員の 63 % から寄せられた回答には無念さや憤りとともに、会の今後の活動についての期待も述べられています。

「被害者の会」では、これらをもとに一つひとつの事例が教訓として生かされ、二度と起されることがないという万全な対策が講じられるよう、関係機関に要請していききたいと思います。

飛行機や列車の事故であれば、事故原因が徹底的に究明され、再発防止の抜本対策がはかられるのは至極当たり前のことです。ところが道路上の一般車両事故については、科学的な原因究明が不十分で、したがってその対策もおざなりです。結果として同様事故が毎年一定の割合で発生し続け、本来社会で保護すべき子どもやお年寄りなど交通弱者の犠牲が年間 5000 人以上にもものぼるといふ人命軽視の異常な社会が形成されているのです。

私たちは、真に命が尊重される社会の実現を望みます。現代の最大の人権侵害ともいふべき交通犯罪を絶滅するため、被害者の立場から具体的に次のことを実践し、あるいは要請していききたいと思います。

- (1) 交通事故被害の悲惨さ、かけがえのない命の大切さを訴える、啓蒙活動。
- (2) 捜査段階や裁判の過程で、「死人に口無し」のような不公正をなくすため、被害者がおかれている不当に弱い立場を改善すること。
- (3) 事故の再発をさせないための原因究明と抜本対策を求めること。そのために、科学的な事故捜査を確立すること。
- (4) 他の犯罪に比べ、交通犯罪の起訴率は低く、刑事罰は軽すぎます。罪に見合った正当な量刑とすること。
- (5) 自賠責保険の後遺障害認定基準を見直し、適切な損害賠償を実現するなど、精神的、経済的な支援を含めた補償制度を確立すること。
- (6) 免許付与条件を厳格にすること。分離信号設置や歩車分離の道路整備、生活道路での車の速度や通行の制限など、歩行者保護が貫かれた安全な道路環境をつくること。公共交通機関を整備すること。

最後に、これまで声をあげたくてもあげられなかったであろう多くの被害者、遺族の方に呼びかけます。不公正を許さず、尊い犠牲を無にしないため、そして同様の事故や交通犯罪を絶滅するために「被害者の会」でその思いを束ねて力にしましょう。入会を心から呼びかけます。

## 役員・世話人一覧

| 役職名 (担当)  | 氏 名   | 住 所    |
|-----------|-------|--------|
| 代 表 (会報)  | 前田 敏章 | 札幌市西区  |
| 副代表 (総務)  | 山崎 伸子 | 札幌市北区  |
| 副代表 (会計)  | 内山 孝子 | 札幌市東区  |
| 副代表 (会報)  | 内藤 功  | 札幌市中央区 |
| 世話人 (会報)  | 横山 裕子 | 札幌市東区  |
| 世話人 (相談)  | 中川 俊男 | 札幌市東区  |
| 世話人 (監査)  | 二宮 章起 | 札幌市南区  |
| 世話人 (会報)  | 水野美代子 | 札幌市南区  |
| 世話人 (H P) | 松井 美香 | 札幌市厚別区 |
| 世話人 (相談)  | 佐川 昭彦 | 札幌市豊平区 |
| 世話人 (総務)  | 小野 茂  | 札幌市白石区 |
| 世話人 (総務)  | 中野 匡子 | 札幌市南区  |
| 世話人 (総務)  | 宮坂めぐみ | 札幌市中央区 |
| 世話人       | 長瀬 初美 | 旭川市    |
| 世話人       | 東川 敏子 | 音更町    |

※ 担当の「H P」は、会のホームページのことです



### 《会合など》

- 4 月 5 日 会報2号発行
- 5 月 1 日 第 8 回例会・世話人会
- 5 月 15 日 第 9 回例会・世話人会
- 5 月 20 日 2000 年定期総会  
柳原三佳講演会
- 6 月 1 日 第 10 回例会・世話人会
- 7 月 3 日 第 11 回例会・世話人会
- 7 月 28 日 会報打ち合わせ
- 8 月 1 日 第 12 回例会・世話人会

### 《訴えの活動》

- 教育局交通安全教育推進会議
- 6/20(胆振)、7/11(後志)前田
- 6/26(釧路)中野
- 7/3 (日高) 7/7(十勝)常山
- 7/10(石狩)水野、7/11(宗谷)篠原、
- 7/11(空知)真鍋
- 「心に響け被害者の声! 100 万人講習」
- 6/14(妹背牛) 7/6(深川)真鍋
- 6/29(江別)中野
- 7/17(札幌)水野、真鍋
- 7/21(苫小牧)篠原
- 処分者講習での講師
- 4/7山崎 4/21、5/25中川 6/8二宮
- 5/11、6/22、7/18前田 8/3佐川

会員の裁判日時のお知らせ

9/ 7(木)10:30 佐川さん

9/13(水)13:30 横山さん(旭川)





## 懇談会での発言から

5 月 20 日、総会後行われた懇談会での発言要旨を紹介します。

A：コロポックルというところにも所属しています。救急医療の発達によって、今までであれば亡くなっていたかもしれない人が命を与えられ、口も手も足も動くという中、頭だけがコンピューターが切れた様に全く別人になってしまうという後遺症が残ります。若い方が非常に多いのです。

私の息子も交通事故に遭い、集中力が無くなり普通に勤める事が出来ません。一見、何も変わり無いのですが、一緒に暮らしてみなければわからないという障害が残っています。

B：父が昨年交通事故で亡くなりました。先日、刑事裁判があり、懲役 1 年 6 ヶ月、執行猶予 5 年という判決でした。その中で不明瞭な事があっても、実況見分調書が出てこない中で保険会社と交渉するという問題があります。被害者側は情報不足で、個人での交渉には限界があります。被害者自身の権利が法制化されないと駄目なのかなと思いますが、こういう会で運動をしていけば一つでも実現出来るのかと思い、参加させて頂きました。

C：平成 10 年 8 月、タクシーに乗っていてワゴン車が追突してきました。居眠り運転ではなかったかと思っています。私が持っていた物も散乱するくらいの事故でした。この会が出来た時に、やっとすがりつく所が出来たと思いました。事故に遭った人たちは心の病もありますから、悲しい思いをされてもしっかりされている方たちに守られて進んで行きたいと思っています。

D：私自身が事故に遭いまして、その処理にあまり問題は無いのですが、軽度の後遺症で毎日痛みを感じます。クルマ社会の悲惨な事故を少しでも減らすために、痛みを感じる事を奮起として色々と活動していきたいと思っています。

E：10 年前、横断歩道を青で渡っていた息子が、信号無視した軽自動車にはねられ即死状態で亡くなりました。加害者とは一切会いませんでした。むこうの誠意が無いので、全部弁護士にお任せして、加害者がどういう処遇になったのか一切私どもの耳に入れないでくれと警察の方にも言いました。10 年経った今も何も知りません。私の妻は、未だに息子が亡くなった当時の服などを持っています。みなさんも気持ちは同じだと思います。

F：先日、4 年前に亡くなった姪の誕生日がきたのですが、本人がいない誕生日を祝うというのはとても辛いものでした。自分の子どもが、亡くなった姪の歳と同じになった時に、あの子の歳を越えていくのかなと思うととても辛いものを感じました。姪の供養になれば、何か私にも出来る事があれば、そういう思いでこの会に参加させて頂いています。

G：被害者の会が新聞に載っているのを見て会員になりました。去年の 2 月 3 日です。船橋の息子がトラックに激突されて亡くなりました。遺族補償とか自賠責とかそういうお金の問題ではなく、交通事故を無くしたいという思いからこの会に入会しました。

H：私の亡くなった主人は年金を頂いており、死後遺族年金を自賠責が出るまで頂いていましたが、厚生年金が過払いということで、現在過払いの分を引いてマイナスの年金を頂いております。自賠責は生活を目的として出すお金なので、年金をもらうことは二重取りだと社会保険の方から言われました。事故の後の問題として、年金のありかたを聞きたいと思っています。

I：父が昨年 10 月 29 日、横断歩道を青で渡っていた時に、右折してきた 4 トントラックにひかれ、ほとんど即死に近い状態でした。

加害者は起訴され、5 月 30 日に 2 回目の公判が予定されています。その中で父が倒れていた位置、トラックのスピード、トラックのへこみ、それから実は、加害者が右折前から父が渡っているのを確認して知っていながら右折してきたのではないかと（加害者は警察では、右折後初めて父を発見したと話しています）、そういった事も含めて、警察が作っている実況見分調書や供述書に多々誤認があると思っています。警察や検事に再捜査を要請していますが、業務上過失致死であって、これが殺人に変わる訳ではないから同じだと、乱暴な意見が言われているのが現状です。

最近、疲労感がかなり濃くなり、父の死あるいは交通事故というその場から逃げだしたいというのが今の気持ちです。しかし、どこかで気持ちを立て直してみなさんと同じようにやっていきたいと自分に言い聞かせています。

J：1994 年にマンションの駐車場で自転車に乗っていた息子がワゴン車にひかれました。運転者は、前方右側に子供 2 人がいたのを確認しており、一人目が先に車の前を走行した時にどうしてブレーキを踏んでくれなかったのか、少しでもブレーキを踏んでくれれば、うちの子は亡くならなかったのではないかと思います。

人の命はもう二度と戻って来ないのでから、略式裁判ではなく、私たちの目の前できちんと裁判をして言い渡しをして欲しかった。今は、下の子が生まれ少しおだやかな生活をしていますが、七回忌近くなり、本当に子どもがいたのか時々分からなくなりそうで、子どもがいた事をビデオなんかで見てみたいと思うのですが、見てしまうとまたあの頃に戻って生活していけなくなりそうで……。今日は子どもの為に涙を流したくてここに来しました。

K：私の場合は亡くなった息子の婚約者の事です。亡くなって 8 ヶ月になりますが、未だにどう慰めたらいいのか悩んでいます。一つ分からないのは、どんな状況でも業務上過失で裁かれてしまう、これはおかしいと思います。暴走行為なども業務上過失。ポルノ写真をインターネットで見せたということよりも軽い罪なのです。罪の与え方が本当に公正に行われているのでしょうか。

L：みなさんも交通事故を無くしたいという気持ちを言われていました。4 月からの新聞に載っていた北海道の事故は、今日で 83 件にもなります。トラックと乗用車の事故の場合、その多くは亡くなった方の乗用車が対向車線に出ていましたと処理していますが、大部分はわからないと思います。捜査のあり方として、「死人に口無し」という、加害者だけの証言を用いているのではないかと感じました。

それから、事故に遭われた方に、被害者の会としてパンフレットを作って各警察署に置き、渡してもらうというような取り組みを検討してみてください。

M：1998 年に妹を亡くしました。あきれた事にその運送会社は今年の 3 月にまた人身事故を起こしたのです。よく前をみないで追突したのが原因で、被害者は亡くなったそうです。妹の事故の際に、会社の上司の方が徹底的に安全教育をしていくと話をしていたのにもかかわらずです。亡くなった方は高校を卒業したばかりで、妹と歳もほとんど同じですし、とても残念に思います。

現在は民事裁判中ですが、保険屋に対してとても腹が立っています。

N：1997 年に 10 歳の娘を亡くしました。2 年近く民事裁判をやっています。先月やっと裁判で加害者の顔を見ることが出来ました。その時に、被害者の会の方たちに来て頂いてとても心強かったのですが、加害者から『娘が車道に出てトラックに向かって来た。自転車がすれ違ったのを確認している』という供述を得ました。すれ違った際にブレーキを踏まなかったそうなので、殺された様な気持ちです。

O：嫁がトラックに巻き込まれて脳挫傷で亡くなりました。息子が東京で働いていましたが、子ども 3 人でこちらに来て一緒に過ごしています。事故は悲惨ですが、子どもたちがお母さんの亡くなった事を一言もいいません。孫たちを見ていると私達も元気づけられます。

息子が加害者に「罪の償いということをどう考えているのか」と問いつめたら、必ず命日にお参りに来るという約束をしていたのに、それが全然実行されない。一番情けない思いです。

P：2 年前に両親が、一時停止を無視した車に突っ込んでこられて即死状態でした。みなさん裁判とかでがんばっているのですけど、私はそんな辛い事を思い出したくないという感じで、自分に蓋をして、追いつめてしまいました。周りの目も気になり、み

んなから「がんばれ、しっかり」と言われる事に応じていましたが、とても辛くなってカウンセリングを受けにいきました。事故の事は思い出したくないけれど、誰かに聞いてほしいという気持ちがあったので、カウンセリングをやって良かったと思います。

Q：嫁の両親をいっぺんに亡くしました。人の命を奪っている運転手の証言を聞き、私はさらに憤りが激しくなっています。というのは、嫁の両親の車の方が飛び込んできたと言っているからです。そういう運転をする人でないということは、良くわかっているのです。黙って見過ごすわけにいかない。怒りが今なお渦巻いています。」

R：一日たりとも娘の無念さを思わない日はありません。変わり果てた娘の姿が目には焼きついて離れないのです。娘から問われていることに答えることが私の使命と思い、生きる支えにしています。

S：娘は、高校生の時に大腿骨という腰のあたりの骨を折りました。一番ショックだったのは、警察の方にあなたの娘はバカだとか、そういう事を言われたことです。そして、加害者は「(娘が) 自転車で突っ込んで来た」と言い、保険会社も「その通りだ、私達を四面楚歌にする」と言って、私たちは大変精神的に追いつめられました。

娘が元気になって話せる様になると事態は一変。加害者のウソが明らかになりました。私が恐怖に思うのは、あの時娘がもし命を落としていれば加害者のウソのまま事故が処理されていたのではということです。警察の方は一切、私たちの言うことを聞いてくれませんでした。」

田中卓：苦しい立場に立った人しかわからない事というのはたくさんあります。アメリカでは、誘拐殺人はほぼ死刑です。リンドバーグ法という法律で。もう一つは、拳銃の不法所持。ブローディー法と言います。アメリカは人の名前なのです。日本のように刑法何条と冷たい番号はついていないのです。「ブローディー法」は拳銃で撃たれた大統領補佐官の名前。「リンドバーグ法」は大西洋横断のパイロットの息子が殺されて、誘拐は厳罰にするというふうにしたのです。

最後には法規を作らないといけないと思います。そこまでもっていかないとだめです。立法権というのは国会にあります。条例は道議会。例えば、交通事故を厳罰に処すという「札幌法」を作るとか。北海道で議員懇談会をやって実際にやってみてはどうでしょう。そうすれば全国にすぐ広がると思います。北海道だからこそ出来る事があると思います。ぜひとも実践して頂きたいと思います。がんばって下さい。

※ 田中卓さんは東京理科大学専攻科に在籍して科学分野から司法を研究する研究者です。

柳原さんとともに交通事故捜査のあり方について札幌で講演を行い、この懇談会に同席され助言をいただきました。

被害者の会主催講演会 **これでいいのか交通事故** (5/20 札幌 大要紹介)

—— 被害者の立場から、交通事故捜査と損害賠償のあり方を考える ——

ジャーナリスト 柳原 三佳

**友人の死**

交通事故の記事を書くことになったのは、ツーリングクラブの友人の死がきっかけで、交通事故の理不尽な部分を誰かが伝えなくてはいけないと思ったから。

あるご遺族から、自分の息子がバイクの事故で亡くなり、最初加害者は「自分が悪かった。自分がセンターラインをオーバーした。申し訳ない。」と土下座をして謝っていたのに、半年ぐらい経ったら「バイクが先に転倒して、自分の所にすべってきた」と変わってきたという相談を受け、こんな理不尽な事があるのだろうか、とある雑誌で記事にした。そうすると全国各地から「実はうちの息子の事故も」「被害者ですけど本当に処理がおかしい」と、具体的に裁判資料とか調書のコピーとかがくるようになった。

**システムの問題**

取材をしながら、みなさんの怒りがパターン化しており、個々の事件に含まれている問題というよりも、今の交通事故捜査のあり方や損保会社とのやりとりなど、どこか系統的に問題があるのではないかと気づかされた。

遺族や被害者の方の話を伺い、新聞の片隅の小さな記事で伝えられる交通事故の一件一件に家族の愛情や苦しみがあり、大変な問題ということを活字にし、1人でも多く読んでもらい交通事故を1件でも減らすように、心にブレーキをかけられたら、そういう気持ちで記事を書いてきた。

**同じ被害を生まない取り組みを**

「県立奈良病院副作用訴訟 遺族側が逆転勝訴」。大阪高裁で去年出された判決だが、この「遺族」は私のこと。父は6年前に扁桃腺の治療をする為に通院していた病院でステロイド使用による医療過誤が原因で亡くなった。民事裁判をたたかい、医者 of 検査義務を明記した逆転判決を得た。

被害者の会の皆様にお伝えしたいことは、亡くなった人、怪我をした人は元には戻れないが、その理不尽さを解き明かし、同じ被害者を生まないための取り組みをすることが、家族に残された使命の様な気がする。みなさんが結束をして、一つ一つ声を上げていくことで必ず何か動く。

**「死人に口なし」の不正を許さず**

最近私が週刊朝日で、村松弁護士の協力を得て書いた『損保会社「払い渋り示談」の手口を暴く』という記事を添付した。最初に損保会社が「あなたの損害はこれだけです」と提示してくる金額と、弁護士が入った示談斡旋とか、裁判をして最終的に確定する金額とでかなりの開きがある。過失割合が逆転というケースもある。

被害者が100%悪い(「無責」と判断されると、加害者には損害賠償の責任は生じず、自賠責保険は遺族には支払われないが、私が調べたデータによると、負傷事故(当事者が生きて反論出来る場合)の「無責」率は0.7%だが、死亡事故ではこれが7%と、10倍にもなる。「死人に口無し」が、この数字の上に現れている。この記事が「週刊朝日」で発表したところ、国会で取り上げられ直ぐに運輸省が損保業界と自賠責(自動車保険料率算定会)に対し、適正な査定をするようにという指導通達を出した。

「無責」という判断の根拠などは、自賠法(自動車損害賠償保障法)という法律の中に書かれているが、①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと、③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと、この三つを加害者側が立証するという、非常に厳しい条件を突きつけている。しかし、実際には苦小牧の玉田さんの例のように、損保会社が加害者側の立場に立って、3要件を立証しないまま「無責」を押し付けている。この意味でも科学的な事故捜査が求められる。

被害者の会設立の文章を読ませていただいていると、「死人に口無し」の様な不正をなくす為にという事が書かれていたが、なぜこういう事が起こるかを具体的に検証しながら、行政に対してもきっちり申し立てしていく活動をがんばっていただきたい。

**「構造死」なくす改革を**

最後に、「子どもの命を守る 分離信号」という本を書かれた長谷智喜さんという、ご遺族の活動を紹介したい。長谷元喜君という当時11歳の男の子が、2歳年下の妹といつも通い慣れた横断歩道を青信号で渡っていて、左折してきたダンプにお兄ちゃんの方がひかれ即死した。

お父さんの智喜さんは、左折巻き込みの事故を「構造死」と言い、分離信号—子どもが歩いている時は車を止めてもらうスクランブル信号—だったら絶対にこんな事故は起こらないと、「分離信号」設置を求め、活動されている。

みなさんもぜひ、ご自身の遭われた事故の中で構造的な欠陥というものを感じられたら、次の被害者を生まないために、警察などに積極的に意見を言い改革していただきたい。みなさんの会の活動については、ずっと報告を頂ければと思う。本当にがんばってほしい。

※ 講演テープを元に、主催者の責任で要約しました。なお講演の全文は、会報の別刷号外、又は、会のホームページでご覧になれます。





## 手記

## 母を亡くして

旭川市 横山 静子

母が突然いなくなってから2年経った今でも、あれは現実だったのだろうか?と信じられない気持ちです。ただ、毎日の生活の中に母の姿がないことだけは事実です。

道路を横断中、軽自動車にはねられ宙を舞い、ボンネットに叩きつけられた母は、意識を戻すことなく天国へ行ってしまいました。最後のお別れの言葉さえ交わすことができなかったのです。

家族の見守る中、心臓マッサージを終わらせると同時に、モニターの中の曲線は一直線となり、心拍数0が恐ろしいほど胸に突き刺さりました。

交通事故は誰にでも起ることとわかっていても、我が家には絶対にあり得ないことと思いこんでいました。車を運転する者ならともかく、自転車にさえ乗れない母なので、我が家では1番事故にあう確率の低い人と思っていました。

ドライバー本人は事故当日、病院に駆けつけた私達に対し、顔も見えないほど深く頭を下げていました。自分の不注意から事故を起こしてしまったことを詫びているようにみえました。

ところが、後日「母が急に道路に飛び出した」と言ってきたのです。ゆっくり行動する母がそんなに急ぐわけがないのにと、私たち家族にはとても信じられませんでした。

その後、事故の状況がわかってくるとドライバーの主張していることが間違っていると確信しました。それは、「物的証拠」や「近くを歩いている人の証言」からでしたが、裁判ではドライバーの言い分が通り、「不起訴」となっていました。「死人に口なし」ということです。私達にとって本当に悔しい判決でした。

すぐ、検察審査会に再審査を申請しましたが却下されました。母は「勝手に道路に飛び出した不注意な人」と判断されたわけです。悔しい気持ちをどこ

へもぶつけることもできず、相手とも話しがつかないまま、2年が過ぎました。

母の仏前に良い結果報告もできずにいる毎日は、つらく悲しいものです。母の死後、父は悲惨な状況でした。まるで体の一部をなくした人のようで、精神的ショックから、何もかもバランスが崩れてしまいました。眠れぬ夜が続き、昼と夜が逆になり、一度言ったことは忘れてしまい、自分で行動したことさえ、忘れることが多くなりました。

目に見える傷はすぐに回復するでしょう。でも目に見えない「心の傷」は2年経った今でも癒えることがありません。

車を運転するということは、人をいつでも死なせることができるということです。

道路は車だけのものではないはず。「歩行中の人の間を走らせてもらっている」というくらいの気持ちで車を運転してもらいたいものです。

信号が「黄」から「赤」に変わりそうだと、停止するわけではなく、逆にスピードをあげる人がいますが、それは自分だけの道を走っていると勘違いしているのではないのでしょうか?

道は、歩行者のものでした。

今は車のものになっているように思えます。

歩く人、自転車に乗る人もいます。

車が優先されるわけではないはずですが。

私達のように「悔しい思い」をしている人が、全国にどれだけいるでしょう。もうこれ以上、増やしてはほしくありません。

運転する人は、「命に対する責任」を持ってハンドルを握って欲しいと思います。

※ この文章は、平成11年12月6日『「なくせ交通事故」被害者の声』に、掲載されたものです

「被害者の会」では、会の今後の活動内容を考え具体的にすすめること、会員同士 会員アンケートより の相互理解をはかることなどを目的に、2000年4月、会員アンケートを行いました。 一部略紹介します。

(回収率63%)

### 《 会の活動についての要望 》

|                                                      |     |
|------------------------------------------------------|-----|
| 1.被害者同士の相談(活動中)                                      | 10人 |
| 2.被害者の心のケアの為に諸活動(一部活動中)                              | 8人  |
| 3.裁判等の支援活動(現在は例会での相互交流等を実施)                          | 9人  |
| 4.関係機関の紹介(一部実施中)                                     | 6人  |
| 5.会報、ホームページ等広報活動(活動中)                                | 10人 |
| 6.講演等での訴え(活動中)                                       | 7人  |
| 7.交通犯罪の刑事罰の正当な量刑を求める要請活動                             | 13人 |
| 8.捜査段階や裁判での過程で、被害者の弱い立場を改善する為の諸活動                    | 14人 |
| 9.自賠責保険の後遺障害認定基準の見直し等、被害者の立場を反映した適切な損害賠償を実現させる為の取り組み | 14人 |
| 10.事故の再発させない為の原因究明と抜本対策を求める取り組み                      | 11人 |
| 11.その他                                               | 2人  |

## 突然、忘れることの出来ない鈍い音

東区 内山 孝子(副代表)

平成8年は大雪の年で、いつもは雪投げをしない主人が、こまめに雪投げをしていました。第二の仕事も退職、老後を楽しく生きて行こうと希望を持っていました。

4月9日、町内会有志の人々で退職祝いを催してくれましたが、なぜかお酒の好きな主人がお酒を口にできなかったそうです。家の反対側で車から降り帰宅しようとした主人を確認したのが最後の元気な姿でした。常に、注意深く回り道して信号を確認し家路に着く人が、何故この夜は中央分離帯を乗り越え道路を渡ったのか？

突然、忘れることの出来ない鈍い音。不思議と「アッ、主人だ」と直感、転げるように外に。お父さん、お父さんと呼べども応答なし、あまりにも大きな衝撃でした。あと2、3歩で歩道、そしてわが家に戻ることも出来ずに即死でした。

享年69歳、今だに死んだと認められない胸中、亡夫もまた納得しないまま天国に逝ったように思えてなりません。事故の事を多く語る事はいまだに出来ません。

目まぐるしく変化していく車社会の事故は、不条理として避けられないものなののでしょうか。亡夫の過失はないとは言わないが、前方不注意で大切な人を奪われた痛みに対して、詫びのない若者。刑事事件の結果や示談、いずれも納得できないまま進んでしまう苦痛、「人の命は地球より重い」と語るが、人が終える時、事務的に処理され、とても残念、無念でありました。

亡夫は、地域住民の生活防衛のために先頭に立っ

て貢献した人でした。亡くなる前年の平成7年4月、事故多発地点は環境や条件の悪さに大きな原因があるとして、要望書などを作成して東警察署に赴いていましたが、今はただむなしさが残るだけです。

生前の亡夫は、長年に亘って地域発展の中核となっていたので、今だに亡き夫を懐かしんで下さる人からご厚情を頂いています。これを財産として大切に、主人を偲び暮らしています。

北栄、元町両地区は今年の事故抑止重点地域に指定されたようです。

一日も早く「ある日突然」と言う事故のない、安心して暮らせる地域になってほしいものと亡夫も願っている事でしょう。

※「癒されぬ輪禍」に紙面の都合で未掲載であったものです。今後も順次連載します。



交通事故被害者の手記集「癒されぬ輪禍」(頒価70円)は最寄の交通安全協会で販売しています。また会のホームページでは、これを含め48編の手記を掲載しています。

<http://www1.odn.ne.jp/hk-higaisha/>

## 処分者講習に緊張の新米講師

東区 中川 俊男(世話人)

大勢の人の前でのお話しは、全く不得手の私に、機会を与えてくれたのは、姪の事故の手記が「シグナル」という交通安全キャンペーン誌に掲載されてからでした。事故死の実態を知ってもらうことは姪の無念を晴らす事にもなるのでは。講師依頼には尻込みの私でしたが、受講者の安全意識の向上に少しでも役立てばと、心構えが出来ました。

受講者に納得のいく原稿をと「交通事故被害者遺族の実態と問題点」「被害者からの相談」「新聞記事」「関係講演」から、資料を集め30分間の話しに備えました。

4月7日、初めての講習日を迎えました。試験場へ向かう途中、不安と緊張が一瞬よぎります。受講者30名60個の眼が一斉に私に注ぎ、気分的に負担を感じます。高ぶる興奮を押さえ、テーブルの前へ、

練習の成果が順調なすべり出し、受講者の顔も見えてきました。

前列の受講生は、真面目に聞いてくれる。顔を見ても目をそらさない。違反の内容は不明だが、若い人に混じって年配者、女性もいる。

夢中で汗を流して30分声を張り上げました。暗い話ばかりでは受講者も気が滅入ると思い、答えは求めずに問いかけをする。意外と受講者はメモをとらず、私を見つめ話を聞くだけでした。

新米の話を聞いていただき感謝したい気持ちでした。話をどのような感じで聞いて、どのように思っているのだろう、結果・効果はどうなのか確かめたいと思います。受講者の皆さんに、もっとわかってもらう話しに心がけ、交通事故防止と違反防止にお役立てしたいと思います。





## お互いが助け合う「被害者の会」

東区 横山 裕子 (世話人)

「交通事故被害者の会」の発起人会から1年になります。当初、何のために・・・と疑心暗鬼にかられていた私も、見守ってくれる北海道警察の方たち、支援してくれる北海道交通安全協会の方たちのおかげで、気持ちよく毎月の「世話人会」を進める事ができました。

1999年7月、北海道警察が全国ではじめて交通事故の被害者の手記「癒されぬ輪禍」を発行し、8月に発起人会、9月に設立総会。たぶん、会のみんなが「何がはじめられるのか?」と不安に思っていたように、ほとんど白紙状態から始まったのです。

被害者の会の事務所は、北海道交通安全協会の事務所をあけていただき、毎月の世話人会・会報の発行(12月・4月)・ホームページ開設(2月)を行いました。専用電話も引き、いつでも会員の方が来れるようにとテーブル・椅子を設置。家にパソコンがない方のために、ホームページが見れるようにとパソコンも購入しました。

事務所では、いつでも対応できるようにと、安全協会の石部さんと柴山さんが、協会の仕事と兼務で事務所に居てくれ、世話人会の時には、コピー、お茶、コーヒー等お世話になっています。この事務所が私たちの活動の基盤になっています。

そして毎月集まる私たち世話人は、職業・年齢さまざまで、「交通事故を減らしたい」の一心で、自分の時間を削って出席しています。

私たちが望んでいるのは、「癒される」事ではありません。どうしたら交通事故が無くせるかという事です。しかし、その為に何をすべきかについて手探り状態なのは否めません。でも、これからだと思っています。私たちに出来る事・やるべき事は、たくさんあると思います。

いつでも、例会にいらしてください。ただ、初めて来て頂く方に誤解されるのは、世話人みんな心に余裕があると思われる事です。世話人の私たちも同じ交通事故の被害者です。心に悩みを抱え、亡くなった最愛の人の為にたたかっている最中です。みんな、

な、ぎりぎりのところで活動しています。

私たちが考える「被害者の会」は、誰かが誰かに世話になるのではなく、お互いを助け合う「被害者の会」である事を理解して頂きたいと思っています。

### BOOK ほんの紹介 BOOK BOOK

#### 「分離信号」

長谷智喜著 生活思想社 1800円

一般交差点は、人命を的にしたロシアンルーレットのよう、という筆者。かつて、これほど真っ向から交通行政に異議を唱え、子供たちの命の安全を求めた者がいたであろうか?

長谷さんは、平成4年11月、長男の元喜君(当時11歳)を交通事故で失いました。元喜君は、小学校へ向かう途中、青信号で横断歩道を横断、しかし、次の瞬間、左折してきたダンプにはねられたのです。「なぜ、青信号に従って、決まりを守って歩いていた我が子が殺されなければならないのか?」この本は、父親の怒りと疑問が生み出しました。「分離信号」というものが、いかに人命を守るために大切であるか?この本をぜひ読んでください。(柳原三佳さんのHPの推薦文より)

#### 「路地ウラ開放クルマ止め作戦」

川嶋敏正著 自治体研究所 1500円

交通弱者といわれる歩行者(特に子どもとお年寄り)の交通事故被害率が国際比較でも最悪であることなどから、現代文明の最大の課題として弱者に冷たい交通事故の問題を指摘。「歩行権」確立のために、歩車道分離のまちづくりを先進例の紹介を交え、具体的に提唱し、人とクルマが共存する道を指し示す。

### ☆ 事故相談

相談日は土曜、日曜、祝祭日を除く。弁護士への相談は電話予約が必要です。

◎ 北海道交通事故被害者の会 011-233-5130

※ 同じ被害者の方と直接相談をされたい方はどうぞ。  
メールでもよいです。

◎ 交通安全協会 011-233-2543 9:30~16:30

※ 住所は被害者の会と同じフロアです。

◎ 北海道 011-204-5220 9:00~16:00

札幌市中央区北3条西7道庁別館1階(弁護士相談は第1~4水曜日 13:00~15:00)



**交通事故の加害者に対する刑罰について**

札幌市 内藤 裕次

被害者としては許される最大の処罰を課してほしいと願うのが当たり前のことだが、現状では交通事故の加害者に対する刑罰はきわめて軽い。しかし、それはそれなりの理由があるのである。

もちろん、私は、今のままでよいとは考えていない。ただ、改善を求めるためには、仕組みを知る必要がある。そこで、刑罰が軽い理由と、被害者からみた妥当な刑罰について私見を述べたい。

**1 裁判所の量刑が甘いのか**

交通事故の加害者は、通常、過失犯（不注意でやってしまった）だから、業務上過失致死傷罪が適用され、刑罰の範囲は「5年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金」となっている。

最大で5年の懲役刑を言い渡せるのに、ほとんどは罰金であるし、起訴さえされない場合もある。懲役になるのは、酒酔い運転などの重大事故の場合にすぎないといわれる。

ほとんど罰金で済むとは理不尽であるが、量刑は、類似事件と比べても考慮されるので、ある日突然、方針転換はできない。しかも、裁判所は法律に拘束されるから、裁判所に文句を言っても、改善は望めないようだ。

**2 刑罰の定め方が甘いのか**

そうすると、刑罰は法律により定められているので、法律が甘いのではないかということになる。

故意犯（わざとやった）の殺人罪の場合「死刑又は無期若しくは3年以上の懲役」であり、傷害罪の場合、「10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料」である。被害者に与えた結果は同じなのに、ずいぶん開きがある。

これは、刑法は、故意犯の処罰を原則とし、過失犯の処罰は必要最小限にとどめることにしているからである。市民にとっては、生活の自由を保障することになる。刑罰をおそれおっかなびっくり行動することがなくなる。だから、この原則が間違いというわけではない。

さらに、過失犯は、前提となる行為が危険であっても、有益な行為であれば、犯罪を限定する方向に解釈されているのである。

そうすると、今の法律のままではどうにもならない。現在のように、交通事犯について、一般的な業務上過失事件で処理することが無理なのだ。

そこで、私は、道交法の改正などにより、罰則規定を設け、処罰を加重すべきだと考える。理論的な根拠といえるかどうか分からないが、理由は次の通りである。

■ 交通事故の発生が絶えない今日においては、運転者にとっては慎重な運転が常識になっている。だから、重い注意義務が与えられ、その違反に重い刑を課しても、問題はないのではないか。

■ 自動車は有益なものであることは間違いない。しかし、恩恵を得ている者は、その裏返しとしての責任も負うべきである。

**3 行政処分も甘いのではないか**

点数制度であるが、死亡事故では、責任の程度に応じて9点もしくは13点。これだけでは免許の停止にすぎない。これに対し、酒酔い運転は15点である。免許の取り消しになる。

死傷結果が発生している事故の方が、何ら結果の発生していない酒酔い運転より軽いのはおかしい。酒酔い運転は、不特定多数に影響を与える危険性があるから重いのだろうが、バランスを欠いている。

重大事故を起こしておいて、自動車を運転させるのは、ピストル強盗にピストルを与えて釈放するのと同じである。重傷、死亡事故の場合、直ちに免許取消にするよう、法改正すべきだ。

私は、学者でもないから、浅い知識の下で考察したにすぎず、的を得ているものかはわからない。関係者及び専門家のご批判を仰ぎたい。

**被害者の会ホームページへのメッセージ**

初めまして。

HPを読んで昔を思い出し、心が痛くなりました。私は平成元年に弟（当時18歳）を交通事故で亡くしました。弟は、バイクで赤信号で停車中のところを、無免許、無車検、無保険の車に1キロも引きずられ、運転手はひき逃げしました。犯人は5年の刑でしたが、多分もっと早くに出てきたことでしょう。

弟は高校を卒業したばかりで、これからという時でした。一番悲しかったのが、弟はバイトをしていたのですが、死んだあとに給料を取りに行くと、丸々一か月分ありました。使うのを楽しみに働いていたと思うと、涙が止りませんでした。犯人は今悠々と暮しているかと思うと、本当にくやしいです。

民事裁判はしていないので、犯人から受取ったお金は、刑務所から送ってきた一万円だけです。お金なんかは要らないけれど、何も苦しまずに生活しているかと思うと、弟が可哀想で仕方ありません。

私の知り合いには息子をひき逃げされて、犯人が捕まっていない人もいます。そういう人がたくさんいるんだと、HPを見てまた悲しみが湧きあがってきました。これからもちょうちよくHPを見させていただきます。頑張ってください。

2000/7/27 須藤さとみ

## 息子の思い出とともに走る

白石区 小野 茂 (世話人)

昨年 8 月、眠りながらの無謀運転の車が息子の命を奪って以来悲しみ・憎しみ・寂しさ・恨み、様々な感情が入り乱れ、一升瓶の酒は二日と持たない日が続いた。

周りの人が楽しい事に誘ってくれるが、会えば息子の事故の話しになるのでとても参加する気が起きず、仏壇の前にいるのが一番落ち着く、そんな日が続き 10ヶ月が過ぎてしまった。

毎年 6 月第 3 日曜日は「はまなす全国車椅子マラソン大会」が開かれる。昨年息子は愛用のカメラバックを背に、折り返し地点、ゴールと写真を何枚も撮ってくれた。息子の応援もあったからか私は記録更新のおまけも付き、想いで深い大会となった。後日、一番良く撮れた写真を大きく引き伸ばし、額に入れプレゼントしてくれた。

5 月末日、大会日が近づいても何もする気が起きず、壁に掛かっているその写真を見ていた。ずっと見ていると息子が語り掛けてくれるような気がしてきた。「動けよ、父さんらしく」

大会を 18 日後に控え、今から準備してもとても間に合わない事は私自身一番良く知っているが体は練習に入っていた。

走れば「癒される」「立ち直る事が出来る」とは決して思っていないが、落ち込み・しおれている事は「息子の本意」では決してない筈である。

臨床工学士として多くの人の命を預かり、患者より慕われ、自分の夢もこれから大きく開こうとしていた息子が語り掛けてくる「強く生きろよ」と...

大会日は 6 月 18 日、この日は息子の想い出と一緒に走ってみたいと思う。日々の生活・生き方において、「自分の命を大事に出来ない者は他人の命を守る事は出来ない」そんな事を息子から教えられている。

文章を依頼されて書き始めると事故当時のことが思い出され、あれ以来涙腺の異常状態が完治せず、なかなか書く事が出来ませんでしたが、少しでも皆様のお役に立てば幸いです。(6月14日)

多くの人から声援を受けて無事完走する事が出来ました。正直言って今回走ろうか、どうか悩みました。2月に鎖骨骨折。動けない体、一周忌前に、大会出場はどう思われるか。しかし、出場を決めたのはやはり息子の写真からの問いかけでした。出場が決まってから、多くの人から、励ましの言葉をいただき、出場決意して良かったと思っています。

何よりも完走出来た事で、被害者の会の方々に少しでも励みになった事。本当に良かったと思いました。沢山の応援ありがとうございました。

(6月20日)

交通安全の願いを千羽鶴に  
込めて

北区 佐藤 京子

平成 6 年 7 月 28 日、息子博<sup>ひろむ</sup>勇は帰らぬ人となりました。早いもので、もう少しで 7 回忌を迎えます。

私は事故の被害者となるまでは、「交通死亡事故を犯した者」は、すべて裁判をして交通刑務所に入り、罪の償いをするのだと思っていました。しかし現実とはそうではなく、博勇の事故のように私有地(駐車場内など)という死角での死亡事故では、交通事故死者数にも入らず、また道路と違い軽い刑罰ですんでしまう事実を知りました。もしあの時、私有地でなければまた違った刑罰が加害者に与えられたかもしれないと思うと、くやしくて、その怒りや憤りをどこへぶつけたらいいのか、なぜ私だけがこんな目にあわなければいけないのかと、一人心の中で叫んでいました。

そんな折、新聞で同じようなお子様の事故を見て連絡してみたのです。話しをしているうちに気持ちが少し楽になりました。そして、私はお互いに支え合う事の大切さを知り、心からわかり合い理解して下さる方が必要なのではないかと思います。同じ思いを持ってしまった方々に、連絡をとるようになりました。

あれから丸 6 年、私のまわりには支え合う 20 人以上の母親が出来てしまいました。その中にはまだ一度もお会いしていない方もおります。初めてお会い出来た時は、握手していただく事にしています。握手する事で今を生きているという事を、また淋しい時つらい時、決して一人ではないという事を伝えているのです。

また同時に、博勇の死を無駄にしたくないと思い、交通安全を訴えていこうと行動をおこしました。まず小学生には子供を亡くした親の思いを綴った小冊子を配布しました。ドライバーには、年三回、春・夏・冬休みにはいつもと違う道路状態になる事を理解して頂く為、1000 枚のチラシを配布しています。

そして先月、3 年がかりで道内 5 ヶ所の免許試験場へ千羽鶴を寄贈し終えました。この千羽鶴は、子供を亡くした親が一枚一枚子どもの事を思い、また事故が少しでも減るようにと願いながら折った鶴です。最初は 6 名でしたが、最後には、子どもを亡くされた 20 名近い方々の思いが一つとなりました。今後は自動車学校へ千羽鶴を届けていきたいと思っています。

この 6 年、何度もくじけそうになりましたが、博勇に対する思いに支えられ、ここまでやってきました。これからも少しづつ続けていこうと思います。





寄稿

**私の心の中の交通事故**

浜谷 実穂 (高校 1 年)

7 月 1 日、私の中学の同級生が交通事故で亡くなりました。さほど親しい仲ではありませんでしたが、そのことを聞いた時はかなりショックでした。去年の今ごろ、私の部活の先輩も交通事故で亡くなりました。

2 人とも 16 歳という、とても若い年齢で、まだ未知の可能性にも触れず、友達との楽しい学校生活も知らないままこの世を去ったのです。そのことを考えると、私自身どうして良いのかわからず、ただ目から涙があふれるばかりです。

私が最初に交通事故の被害者にあつたのは、書道教室の先生です。先生は、とても優しく私を指導してくださりました。しかし、事故というものは突然やってきます。その知らせで、多くの生徒・知人・家族が涙を流しました。何故、あんなに立派な先生が死ななくてはならないのか。当時小 6 の私は自分自身に何度も問いかけました。しかし、答えは見つからず、ただ時だけが過ぎるばかりでした。

それから私は、できるかぎり、気を配りながら自転車などに乗るようになりました。しかし、時というのも恐ろしいもので、私は今日の事故が起きるまで、このことを忘れていたのです。

私は、今回の事故で、改めて、人の命の重さと、車に対する恐怖を思い知らされました。本当に事故は突然にやってくるものです。しかし、それぞれの心がけ一つで、悲しみは少しでも減るのではないのでしょうか。

**編集を終えて**

●多くの方の協力を得て、会報 3 号を発行することができました。私たちの押さえがたい胸の内を反映して、ページ数は増える一方です。

●同様事犯の続発が何より痛切です。冒頭の斉藤さんの手記にあるように、安全であるべき青信号の横断歩道で轢き殺される理不尽な犯罪が、いまなお日常の「事故」として繰り返され、軽く扱われているのです。●会ができ、裁判の傍聴支援も始まりました。斉藤さんご家族のお父様の尊厳を守るたたかいが、実刑という司法の少しばかりの

良識につながりました。

●このページの浜谷さんの文は、この 7 月、丘珠高校 1 年の盛岡瑛莉さんが登校途中に大型ミキサー車にはねられ夭折したことを知って寄せられたものです。●社会で保護すべき子どもやお年よりなど歩行者を、いったい何人殺したら、どれだけ恐怖を与えたら、今の異常な「クルマ優先社会」が根本から見直されるのでしょうか。●次の一文が娘の無念さととともに重くのしかかります。

(M)

**どうして子どもや若者たちは、まるで死にそぐように早々に逝ってしまうのでしょうか。**

**あるときは水の泡が消え去るようになっけなく、**

**あるときは引きずるような悲鳴を残して逝く。**

**このことが現代社会の成り立ちと深くつながってあるところに、**

**身悶えしたいような辛さを覚えます。**

**死者に与えた無残さは、生者の骨を噛むような自責の念によって、**

**いくらかでもあがなわれるものだと考えてみても、もはや人々にはその良心と誠意が残されているのだろうか、**

**これは決して他者への批判というのではなく、生命の尊厳という人間が人間であるところのたった一つの拠りどころを**

**生活の中に生かしきれていない無能力者としての自分に発した問いでもあるのです。**

**子どもたちの自死は他死であり、**

**事故死は殺人であり、**

**下手人は子どもを除くすべての生者です。**



『いのちの小さな声を聴け』水上勉・灰谷健次郎著) より

**次の会報発行は 12 月です。手記、意見、近況などの投稿を待っています**

※ 〆切 11 月 10 日、1200 字程度、形式は自由。E メール又は郵送、FAX で事務局へ

**例会に気軽にご参加下さい**

毎月 1 日の例会は、世話人会を兼ねていますが、電話での相談の他に直接の相談や被害者同士の率直な懇談の場としていますので、会員の方は気軽にお越し下さい。二次的被害など具体的悩みや裁判の交流・支援、交通犯罪をなくすために私たちができることなど、少しずつ進めています。

**被害者の会事務所 10:00 ~ 12:00 9/1 (金)、10/2 (月)、11/1 (水)、12/1 (金)・・・**

**会のホームページに掲示板が開設されました。会員 3 人の HP もリンクされています。**